

世帯調書

申請者氏名					本人氏名			
氏名	個人番号	続柄	性別	生年月日	職業 (勤務先)	課税状況を照会し回答を得ることについての同意	※市記入欄	
							1/1 市民	階層区分 市民税額
児童の 属する 世帯 構成		児童本人						
						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
世帯外扶養義務者	住所					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	住所							

- 注) 1 ※欄は記入しないでください。
 2 市区町村民税額等の証明書の添付が必要な場合があります。詳細は裏面の市区町村民税額等の証明書の備考(1)参照してください。
 3 児童本人からみた続柄を記入してください。
 4 さいたま市担当職員が母子保健法第21条の4第1項(費用の徴収)に基づく事務を処理するために限って、地方税関係情報を取得することに同意する場合に、同意欄□に自らチェックをしてください。
 5 裏面の記載要領を参照してください。

市記入欄) 受付職員は、該当する場合に1/1市民の□にチェックをする。

該当年(診療開始日が1月~6月:前年、7月~12月:当年)の1/1にさいたま市民である。

(裏)

記 載 要 領

(1) 世帯構成員名の欄には、児童本人を含めて児童と生計を同一にしている者を全員記入してください。

(2) 市区町村民税額等の証明書は、扶養義務者全員（18歳未満で未就職であれば不要）の分を添付してください。

扶養義務者とは、父母、祖父母、養父母、兄弟姉妹その他家庭裁判所で扶養の義務を負わされた叔父、叔母等をいいます。

(3) 世帯外扶養義務者とは、世帯以外で児童本人を扶養している者のことです。

市区町村民税額等の証明書

収入（所得税等）状況	添付証明書	発行先
1 生活保護を受けている方	生活保護受給証明書	福祉事務所
2 自分で事業をしている方・公的年金を受けている方 （個人市民税・県民税を納付書や口座振替で納めている方・公的年金から差し引かれている方）	市民税・県民税額決定納税通知書	市区町村
3 会社等に勤務し、給与支払を受けている方	給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書	勤務先の会社
4 上記証明書の取れない方	市区町村民税の課税証明書又は非課税証明書	市区町村
備 考		
(1) 【提出が必要な方は、以下のいずれかに該当する場合】		
①課税の基準となる年の1月1日にさいたま市に住民登録がない方		
②さいたま市担当職員が母子保健法第21条の4第1項（費用の徴収）に基づく事務を処理するために限って、地方税関係情報を取得することに同意いただけない方		
※世帯調書（表）に、同意する・しないをチェックする箇所があります。		
※収入の申告がされていないことが判明した場合、別途申告をお願いすることがあります。		
(2) 診療開始日が1月～6月までの場合は、前々年分の市区町村民税額を証明する書類、7月～12月までの場合は、前年分の市区町村民税額を証明する書類を提出すること。		
(3) 収入・所得、各種控除額、扶養人数、市民税・県民税額が記載された証明書類を提出すること。		
(4) 各種証明書の返却を希望する場合には、窓口へ申し出ること。		